



2022年5月13日

各 位

会社名 株式会社 フ コ ク
代表者 代表取締役社長 小川 隆
(コード番号 5185 東証プライム)
問合せ先 総務部長 高木 慎治
(TEL 048-615-4400)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、2022年6月28日開催予定の当社第69回定時株主総会（以下「本総会」といいます。）に定款一部変更の件を議案として提出することを決議しましたので、下記のとおりお知らせします。

記

1. 定款変更の理由

「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当社定款を変更するものであります。

- (1) 変更案定款第13条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものです。
- (2) 変更案第13条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものです。
- (3) 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定（現行定款第13条）は不要となるため、これを削除するものです。
- (4) 上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものです。

2. 定款変更の内容

定款の変更内容は、別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための本総会開催予定日	2022年6月28日（火曜日）
定款変更の効力発生日	2022年6月28日（火曜日）

以上

別紙

定款変更の内容は次のとおりであります。

(注) _____ は変更部分を示します。

現行定款	変更案
<p>第3章 株主総会 <u>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</u></p> <p>第13条 <u>当社は、株主総会の招集に関し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u></p> <p>(新設)</p>	<p>第3章 株主総会 (削除)</p> <p><u>(電子提供措置等)</u></p> <p>第13条 <u>当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる。</u></p> <p><u>2 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</u></p>

現行定款	変更案
<p>附則</p> <p>(監査役の責任免除に関する経過措置)</p> <p>1 (条文省略)</p> <p>2 (条文省略)</p> <p>(新設)</p>	<p>附則</p> <p>(監査役の責任免除に関する経過措置)</p> <p><u>第1条</u> (現行どおり)</p> <p>2 (現行どおり)</p> <p><u>(株主総会資料の電子提供に関する経過措置)</u></p> <p><u>第2条 変更前定款第13条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)の削除および変更後定款第13条(電子提供措置等)の新設は、会社法の一部を改正する法律(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日である2022年9月1日(以下「施行日」という)から効力を生ずるものとする。</u></p> <p><u>2 前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、変更前定款第13条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)はなお効力を有する。</u></p> <p><u>3 本条の規定は、施行日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u></p>

以上